

個人住民税に係る定額減税について

# 令和6年度における個人住民税に係る定額減税概要

## 【対象者の範囲】

- ・ 令和6年度の個人住民税（所得割）を納めていただく方のうち、  
**合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の方が**  
対象です。

※住民税は内訳が所得割額と均等割額に分かれており、そのうちの所得割額が課税されている方が対象です。

## 【減税額】

- ・ **本人**および控除対象配偶者を含めた**扶養親族 1人につき1万円**
- ・ 全ての控除を行った後の所得割額から減税を行います。  
⇒ 寄附金税額控除や住宅ローン控除等の税額控除後の税額から減税します。

**※均等割額からの定額減税は行いません。**

# 特別徴収税額の決定・変更通知書について

## 特別徴収税額の決定・変更通知書の送付の時期

- 定額減税の対象か否かに関わらず例年と同じ時期に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。

## 特別徴収税額の決定・変更通知書への記載内容

- 記載される税額については、定額減税「後」の実際に納付していただく税額を記載します。
- また、納税義務者用については、摘要欄に定額減税額及び定額減税未済額を記載します。  
なお、特別徴収義務者用については、定額減税に係る追加の記載は行いません。

# 令和7年度における個人住民税に係る定額減税について

## 【対象者の範囲】

- ・ 令和7年度の個人住民税（所得割）を納めていただく方のうち、  
**合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）で、  
控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有している方**が対象です。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、合計所得金額が48万円以下であり他者の扶養ではない配偶者のこと。

## 【減税額】

- ・ **一律1万円**
- ・ 全ての控除を行った後の所得割額から減税を行います。  
⇒ 寄附金税額控除や住宅ローン控除等の税額控除後の税額から減税します。

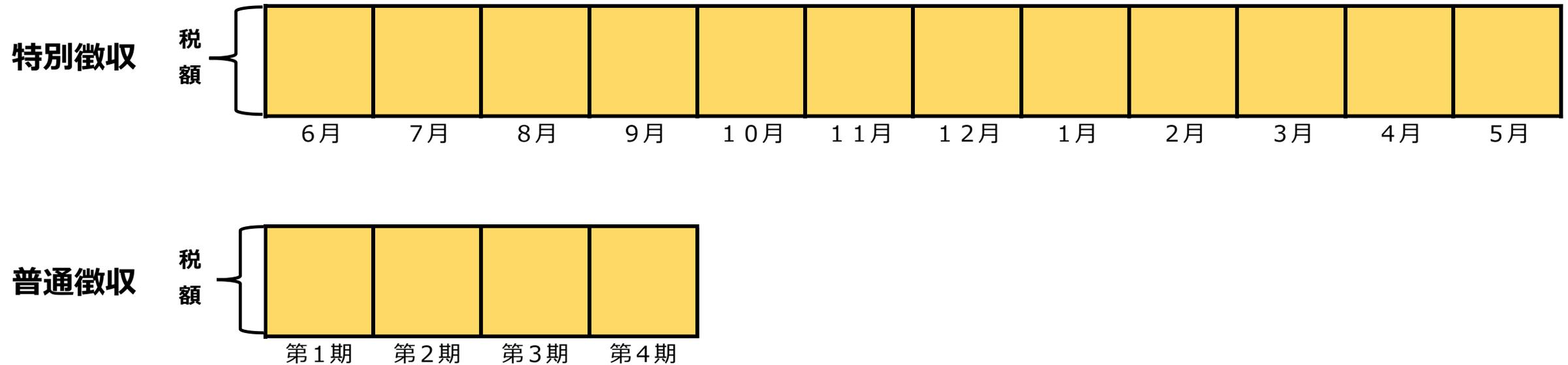
※均等割額からの定額減税は行いません。

# 令和7年度における個人住民税に係る定額減税について

## 【徴収方法】

- ・ 令和6年度のような特別な徴収方法は行わず、**減税後の税額について令和5年度以前と同様の方法で、各月・期に按分し徴収**を行います。

## 徴収方法のイメージ



# 令和6年分給与支払報告書等の記載方法

## ◆給与支払報告書、公的年金等支払報告書の摘要欄

### <記載事項>

(1)主たる給与等の支払者が令和6年6月1日以後に年末調整後、作成する源泉徴収票の摘要欄に記載

① 所得税の定額減税控除済額（源泉徴収時所得税減税控除済額）、控除しきれなかった額（控除外額）

② 合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（「非控除対象配偶者」）分の特別控除を実施した場合にその旨

### （記載例）

① 源泉徴収時所得税減税控除済額●●円、控除外額●●円

② 非控除対象配偶者減税有

※令和6年6月1日以後の退職・国外転出・死亡等により交付する源泉徴収票等においても同様。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	(受給者番号) (個人番号)		112233445566					
	(氏名)		ヤマカワ タロウ					
	(フリガナ)		ヤマカワ タロウ					
	氏名		山川 太郎					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額		
給料	内 7 770 000	円	5 893 000	円	2 881 300	円	44 500	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		
有 無 等	老人	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	非居住者 である 親族の数	
○	380 000	1			1			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額		
内	1221 300	円	120 000	円	50 000	円	40 000	
(摘要)								
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円								